

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

企業立地に関すること

□□□ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定 □□□

本社機能の県内への移転や拡充をお考えの企業の皆さん、是非一度ご相談ください。

● 対象者

宮崎県内への本社機能の移転又は拡充を計画している企業

● 支援内容

本社機能の移転又は拡充を行う事業者が、建物を新設、増設しようとする前（着工前）に、県から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた場合、下記優遇措置を受けることができます。

【主な特例措置の概要】

- ① 認定事業者が建物の新設又は増設に際して取得した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は法人税の税額控除
- ② 認定事業者が新たに雇い入れた従業員等に係る法人税の税額控除
- ③ 認定事業者に対する地方税（不動産取得税等）の課税免除又は不均一課税措置
- ④ 日本政策金融公庫による低利融資措置
- ⑤ 中小企業基盤整備機構による債務保証措置

※計画によって受けられる優遇措置が異なります。

● ご利用方法

県企業立地課にご相談ください。

問合せ先

宮崎県 企業立地課 企業立地企画担当 TEL 0985-26-7573